平成２５年（フ）第３７１０号
大阪市淀川区東三国２丁目37番３―1011号、住民票上の住所大阪府枚方市樋之上町９番５―606号
債務者　木太　直子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１７号
大阪府八尾市青山町２丁目10番13―402号
債務者　吉村　　翔
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９０号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番３―407号
債務者　**藏**　　正代（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５号
青森県黒石市追子野木１丁目203番地１
債務者　佐藤　詳和
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０４号
青森県青森市浪岡大字高屋敷字安田39番地４、住民票上の住所青森県弘前市大字田茂木町80番地
債務者　齋藤　康夫
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第９１号
青森県黒石市末広48番地５
債務者　小田桐　彰
1　決定年月日時　平成25年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１０７４号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土15番地１　コーポ西赤土101
債務者　北川なおみ
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３３３号
名古屋市中川区八田町1702番地の１　第２スワンハイツ201
債務者　川久保芳幸
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１７号
熊本市中央区世安町52番地１　世安団地１棟404号
債務者　西山　三和（旧姓小﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３２５号
愛知県瀬戸市東米泉町169番地　レジデンス米泉101
債務者　仙台　　健
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１４８号
大阪府守口市藤田町１丁目４番６―203号
債務者　川崎　美菜（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６２号
大阪府守口市早苗町３―21　早苗清洲プラザ402、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町塚本251番地
債務者　別所　則保
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２９７号
大阪市東成区深江北１丁目５番16―502号
債務者　田中　敬朗
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３００号
大阪市西成区山王１丁目９番６号　リージェント天王寺501号
債務者　稲津　　宏
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３２０号
大阪市東住吉区住道矢田８丁目８番３号
債務者　鵜　玲夫奈
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４９号
大阪市浪速区大国２丁目１番16―306号、前住所大阪市浪速区大国２丁目１番16―305号
債務者　神農　　哲
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５４号
大阪府東大阪市菱江１丁目４番８―205号　M’プラザ菱江
債務者　瀬川　義博
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部